

# 令和8年度 静岡市荒廃農地再生・集積促進事業

## 事業者募集要項

静岡市では、荒廃農地を取得、または借り受けて、再生作業を行う農業者に対し、再生に必要な経費（委託料、資材費、その他これらに準ずる経費）の一部を助成します。

### 1 事業の目的

荒廃農地の解消・再生利用を通じて、「農地の確保」と「地域農業の担い手への集積」を促進します。それにより、農地の多面的機能の発揮、農業の振興を図ります。

### 2 補助対象者（次のいずれかに該当するもの）

- ①認定農業者
- ②認定新規就農者
- ③基本構想水準到達者

### 3 必要条件（次のすべてを満たすこと）

- ①農業振興地域内農地で、かつ荒廃農地であること。（青地、白地の荒廃農地）
- ②次のいずれかの法令に基づく所有権の移転又は賃借権等の設定を行った又は行う農地であること。
  - ・農地法第3条第1項
  - ・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項
  - ・農業経営基盤強化促進法第7条第1項※ただし権利設定後、耕作されずに長期間が経過している荒廃農地は原則として対象になりません。
- ③事業実施後5年以上耕作すること。

### 4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次の作業・整備に係る費用のうち、委託料、資材費、その他これらに準ずる経費です。

区分	内容	補助率
再生作業	農地の障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良	9/10
施設補完整備※	1 農業用排水施設の廃止	
	2 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の廃止	
	3 暗きよの新設又は変更	
	4 農用地につき行う客土	
	5 再生作業により発生した廃棄物の処理	

※施設補完整備は、再生作業と附帯して実施する場合に限る。

## 5 補助上限額

1 事業当たり200万円まで

## 6 申請期限

令和8年6月15日(月) 必着

## 7 提出書類

- ① 荒廃農地再生・集積促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 農地の権利設定に係る同意書
- ⑤ 消費税の適用状況報告書
- ⑥ 事前チェックリスト
- ⑦ 対象農地の現況写真
- ⑧ 対象農地の位置図
- ⑨ 参考見積(3者分)

※④は対象農地の所有権移転が完了または貸借が開始されている場合は提出不要です。

※⑦～⑨は任意の様式で構いません。

## 8 提出方法

持参、郵送、メールのいずれか

※メールにて提出された場合、送信後にお電話にてご一報ください。

## 9 提出先・問合せ先

静岡市役所 農地利用課 農地集積係

所在地：〒420-0853 静岡市葵区追手町6番2号 葵消防署6階

開庁時間：平日 8:30～17:15

電話：054-266-7233

メール：nouchiriyou@city.shizuoka.lg.jp

## 10 その他

- ・申請にあたっては別紙の「よくある質問(FAQ)」をご一読ください。
- ・申請多数の場合は、申請内容により予算措置後(最長で翌年4月以降)の再生作業開始とさせていただきます。